



投資信託振替制度 発行者の業務の概要

(株)証券保管振替機構
社債投信業務部
2014.12

目次

I 発行者について

- 1 投資信託振替制度における発行者
- 2 取扱対象
- 3 銘柄情報の提供

II 主な業務処理

- 1 発行者の主な業務処理
- 2 銘柄情報登録
- 3 銘柄情報変更
- 4 新規記録（設定）／非DVP
- 5 新規記録（設定）／DVP
- 6 抹消（解約）／非DVP
- 7 抹消（解約）／DVP

- 8 抹消（償還）／非DVP
- 9 残高確認（リコンサイル）

- 10 移行
- 11 発行者専用WEB画面の利用
- 12 機構からの各種通知の取得

III 制度への参加について

- 1 制度参加に関する検討事項及び準備
- 2 機構とのシステム接続イメージ
- 3 主要手数料
- 4 主な関連資料及び掲載場所等

I 発行者について

1 投資信託振替制度における発行者

投資信託振替制度における「発行者」とは、投資信託委託会社のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」第2条第1項第8号に規定する投資信託受益権を、同制度において取り扱うことに同意した者を指します。

発行者は、「社債、株式等の振替に関する法律」第13条の規定に基づき、あらかじめ機構に対して同意をしていただきます。

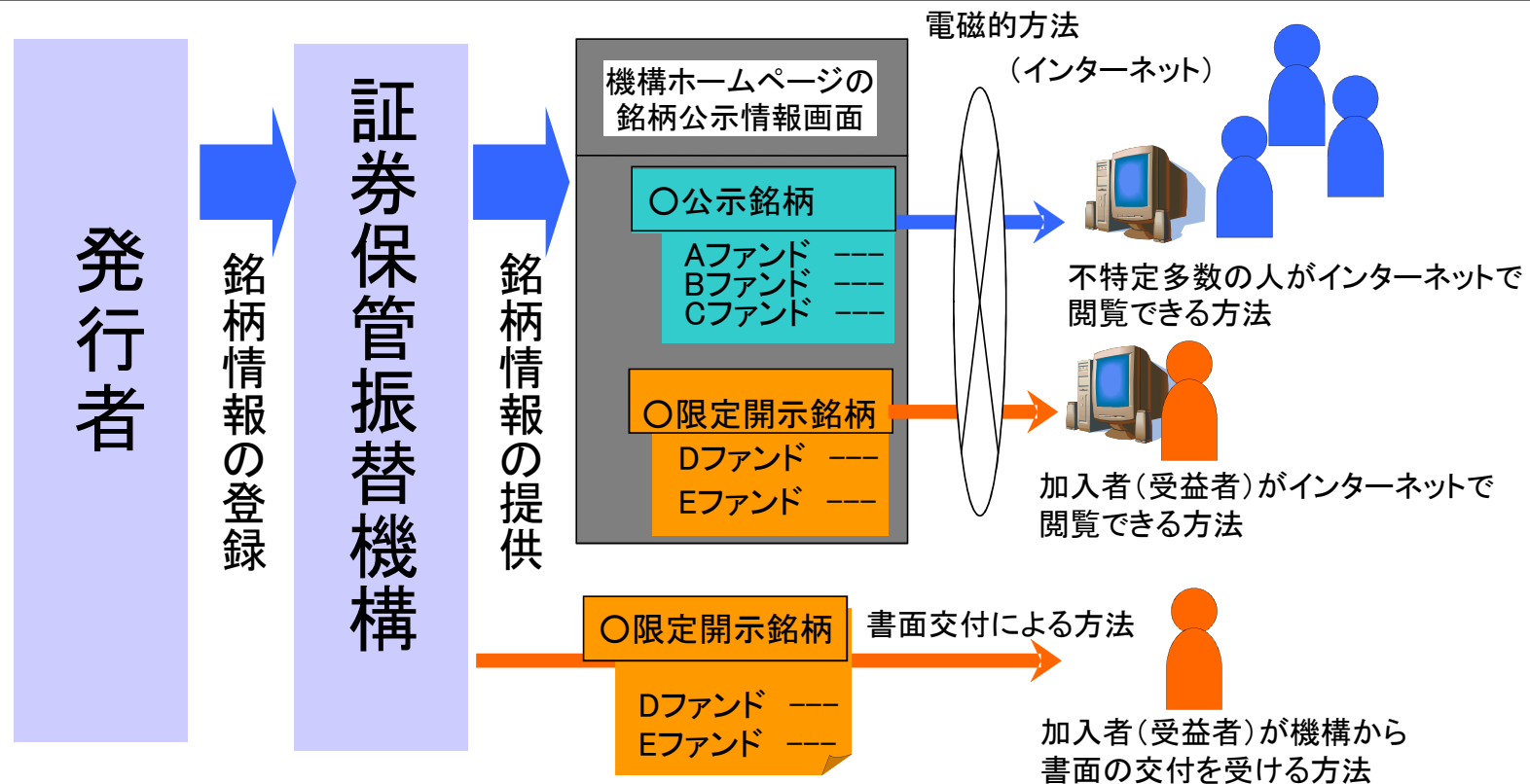
2 取扱対象

投資信託振替制度では、日本国内において設定される契約型の委託者指図型投資信託を取扱対象としています。

- 上場投資信託（ETF）は本制度ではなく、株式等振替制度の取扱対象となっています。
- 委託者非指図型投資信託、外国で設定される投資信託（外国籍投資信託）、親投資信託（マザーファンド）は、本制度では、現在、取り扱っておりません。
- その他、投資信託約款や最低発行単位に係る要件があります。具体的には、「社債等に関する業務規程」第8条の3を御確認ください。

3 銘柄情報の提供

発行者が投信振替システムに登録した銘柄の情報は、銘柄の募集区分に応じて、以下のいずれかの方法により加入者(受益者)等に提供されます。



II 主な業務処理

1 発行者の主な業務処理

本章では、投資信託振替制度における発行者の業務の概要を説明します。

なお、業務処理の詳細及び統合Web端末の操作方法等については、投信振替システム接続仕様書及び投信振替システム統合Web端末操作マニュアル（発行者編）等を適宜御参照ください。

銘柄情報登録

抹消（償還）

銘柄情報変更

残高確認

新規記録（設定）非DVP/DVP

移行

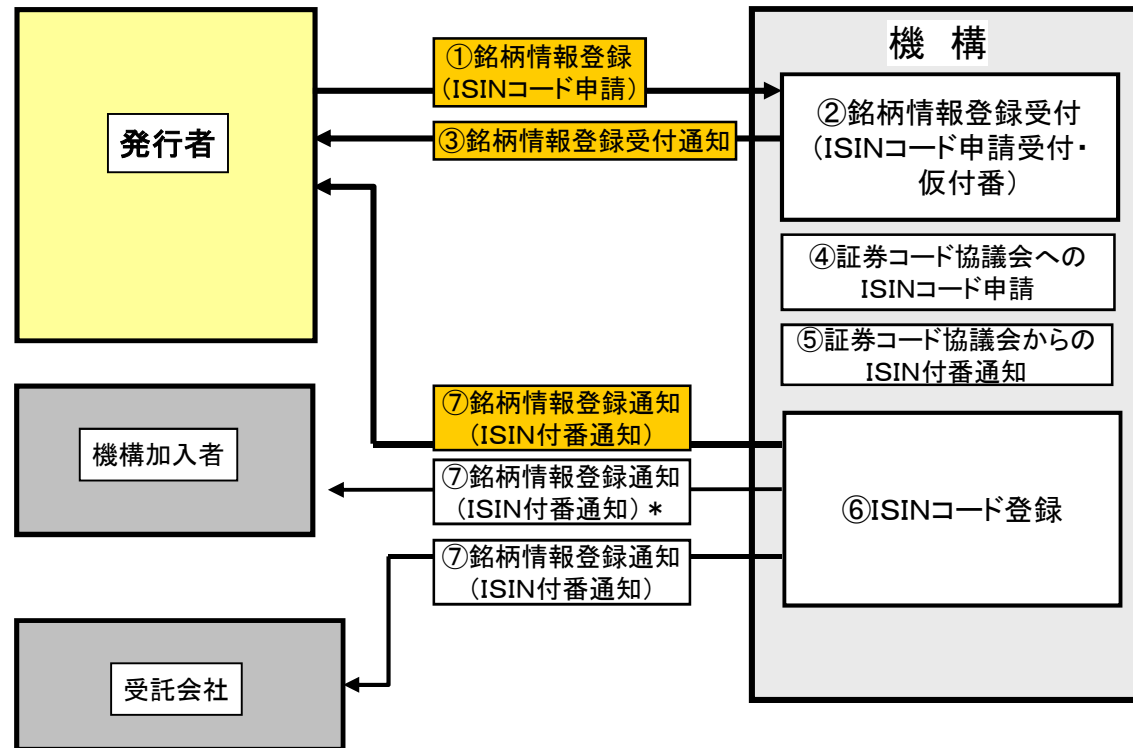
抹消（解約）非DVP/DVP

その他

2 銘柄情報登録

発行者は、新規設定を行う投資信託の銘柄情報について、当初設定日より前(公募投信は募集開始日の前々営業日、私募投信は当初設定日の前々営業日)までに、統合Web端末により、機構に対して「銘柄情報登録」を行います。機構は、申請を受付けた旨を「銘柄情報登録受付通知」として発行者に対して通知し、登録申請された銘柄について、証券コード協議会から付番されたISINコードを付して、「銘柄情報登録通知」を発行者、受託会社に通知します。

なお、「銘柄情報登録通知」は、公募銘柄の場合は機構加入者にも通知されますが、私募銘柄の場合には機構加入者には通知されないため、発行者は、ISINコード等、当該銘柄に係る業務処理に必要な情報を指定販売会社に対して通知する必要があります。

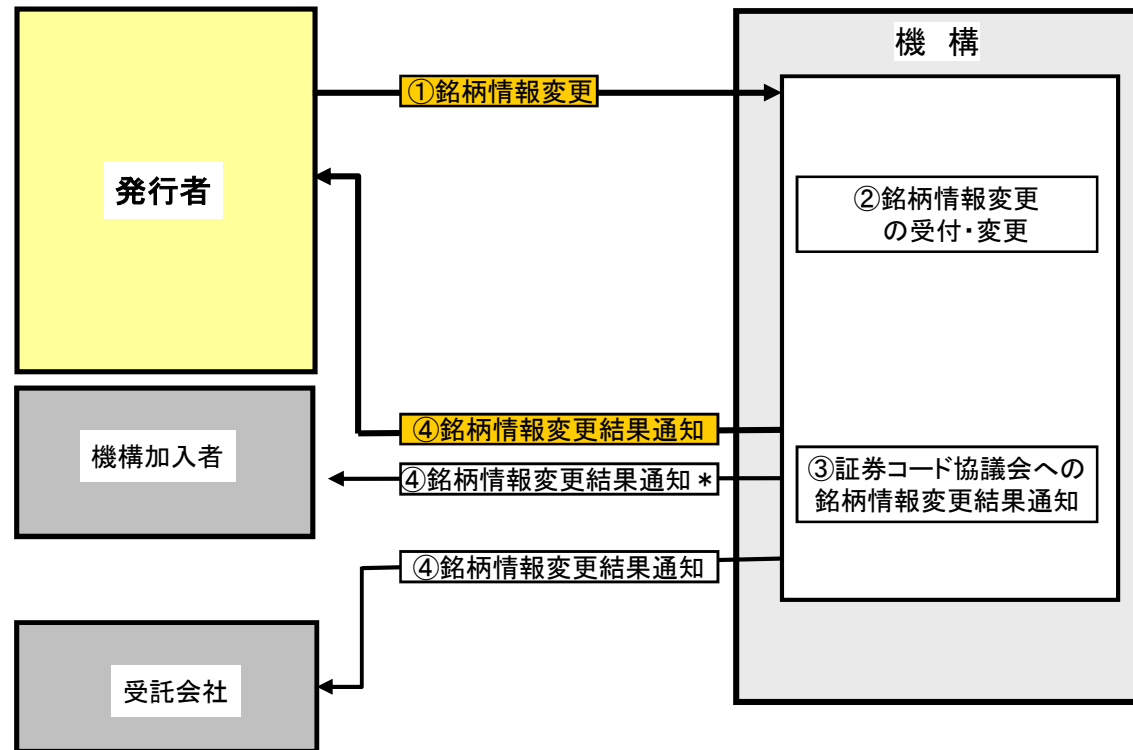


* ⑦の機構加入者への通知は公募銘柄のみ

3 銘柄情報変更

発行者は、銘柄情報の登録内容に変更がある場合には、決定後直ちに、統合Web端末により、機構に対して「銘柄情報変更」を行います。機構は「銘柄情報変更結果通知」を発行者、受託会社に対して通知します。「銘柄情報変更結果通知」は、公募銘柄の場合は機構加入者にも通知されますが、私募銘柄の場合には機構加入者には通知されないため、発行者は、必要な情報を指定販売会社に対して通知する必要があります。

なお、償還日の変更(繰上償還や償還延長等)等、機構への通知を失念すると、業務処理に支障が生じる場合があります。

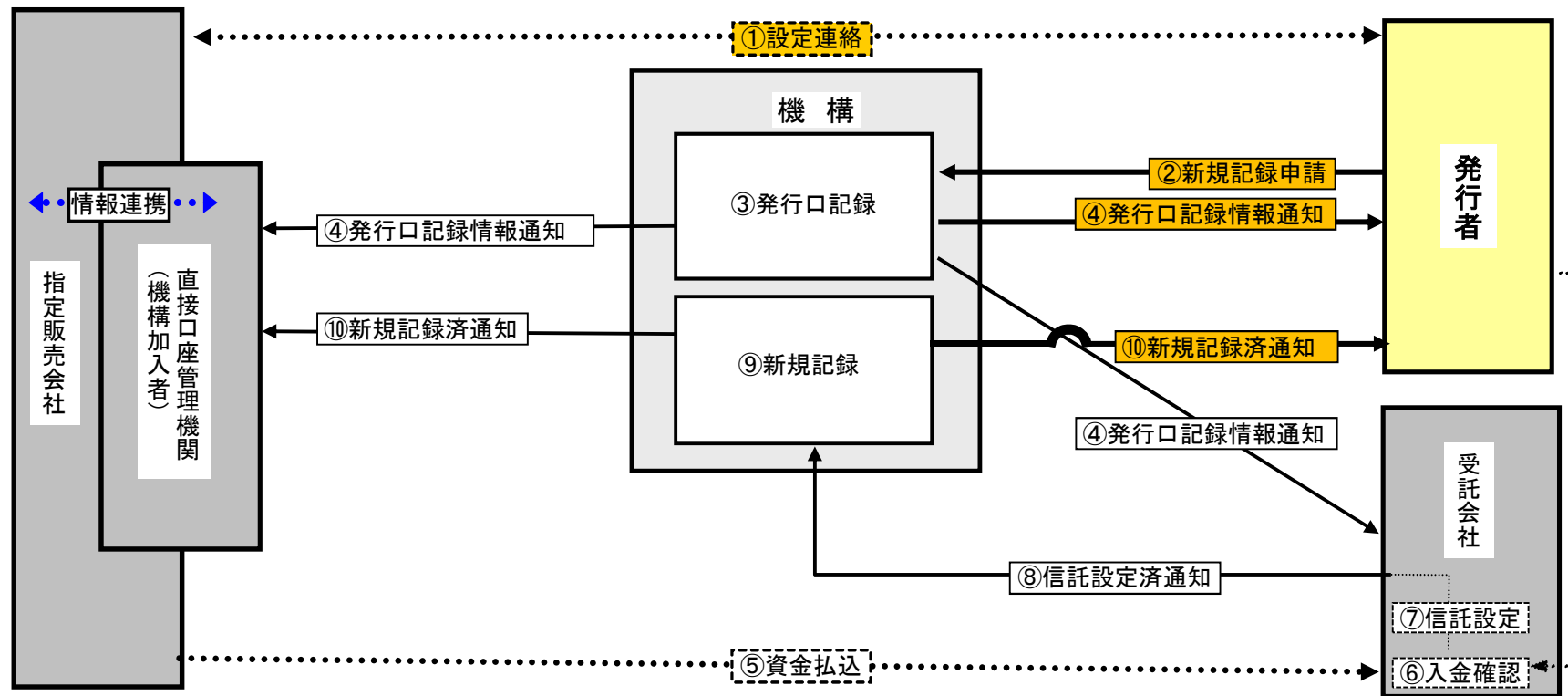


*④の機構加入者への通知は公募銘柄のみ

4 新規記録（設定） / 非DVP

発行者は、指定販売会社からの設定連絡に基づき、機構に対して「新規記録申請」を通知します。機構は発行口へ記録を行った旨を「発行口記録情報通知」として発行者に対して通知します。

指定販売会社から受託会社へ設定代金の払込みが行われ、発行者の指図に基づき受託会社で信託設定が行われると、受託会社は機構へ「信託設定済通知」を通知します。当該通知を受けた後、機構は新規記録を行い、発行者に対して「新規記録済通知」を通知します。



(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

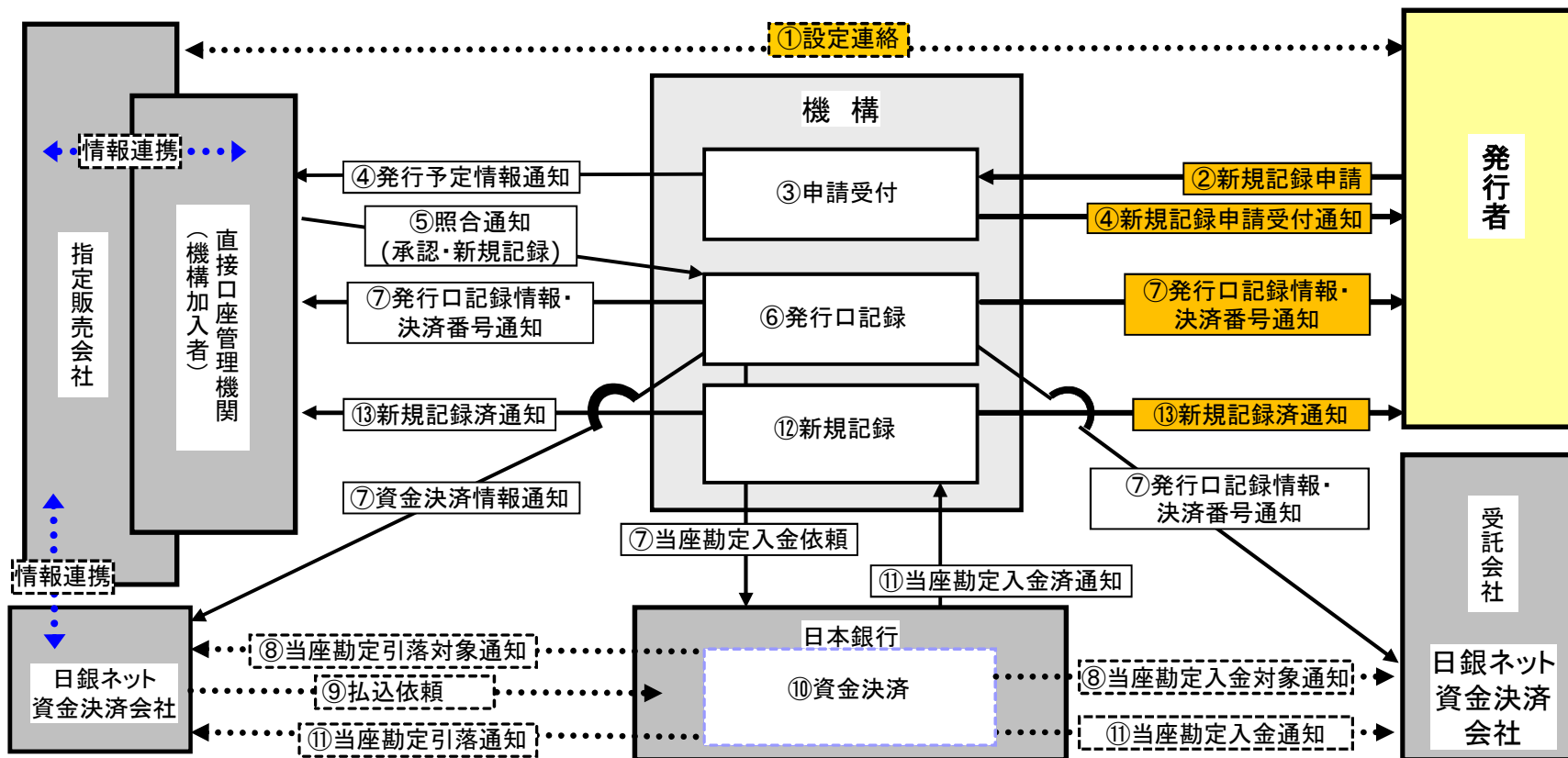
(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

5 新規記録（設定） / DVP

発行者は、指定販売会社からの設定連絡に基づき、機構に対して「新規記録申請」を通知し、機構は申請を受付けた旨を「新規記録申請受付通知」として発行者に対して通知します。

直接口座管理機関から「照合通知（承認・新規記録）」を受けた機構は、発行口に記録し、発行者に対して「発行口記録情報・決済番号通知」を通知します。

指定販売会社の指示に基づき、日銀ネット資金決済会社を通じ日銀ネットで設定代金の払込みに係る決済が行われると、機構は新規記録を行い、発行者に対して「新規記録済通知」を通知します。



(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

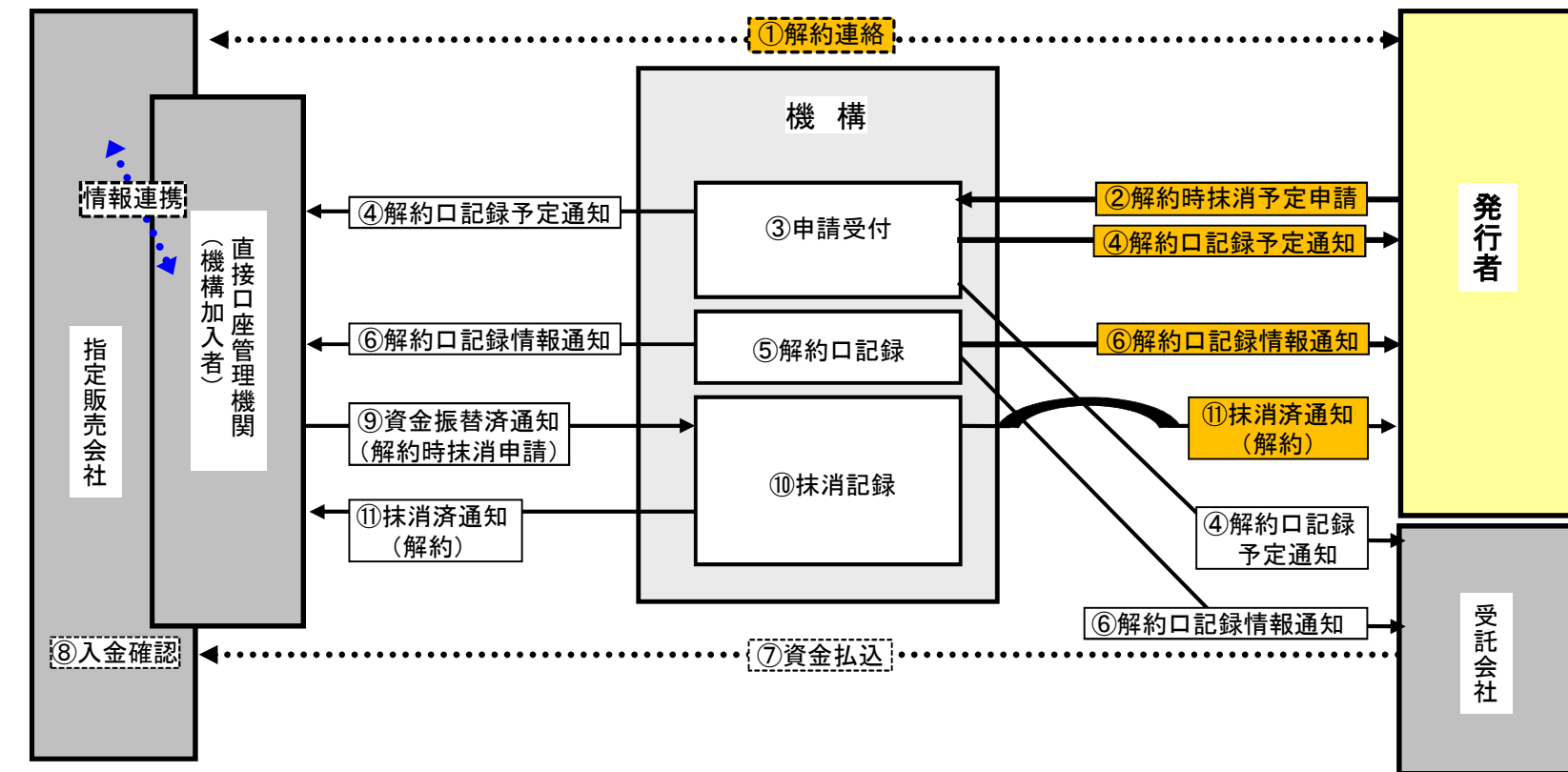
(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

6 抹消（解約） / 非DVP

発行者は、指定販売会社からの解約連絡に基づき、機構に対して「解約時抹消予定申請」を通知し、機構は申請を受付けた旨を「解約口記録予定通知」として発行者に対して通知します。

決済日当日、機構は解約口に記録し「解約口記録情報通知」を発行者に対して通知します。

発行者からの指図に基づき受託会社から指定販売会社へ解約代金が払込まれると、直接口座管理機関は機構へ「資金振替済通知（解約時抹消申請）」を通知します。当該通知を受けた後、機構は抹消記録を行い、発行者に対して「抹消済通知」を通知します。



(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

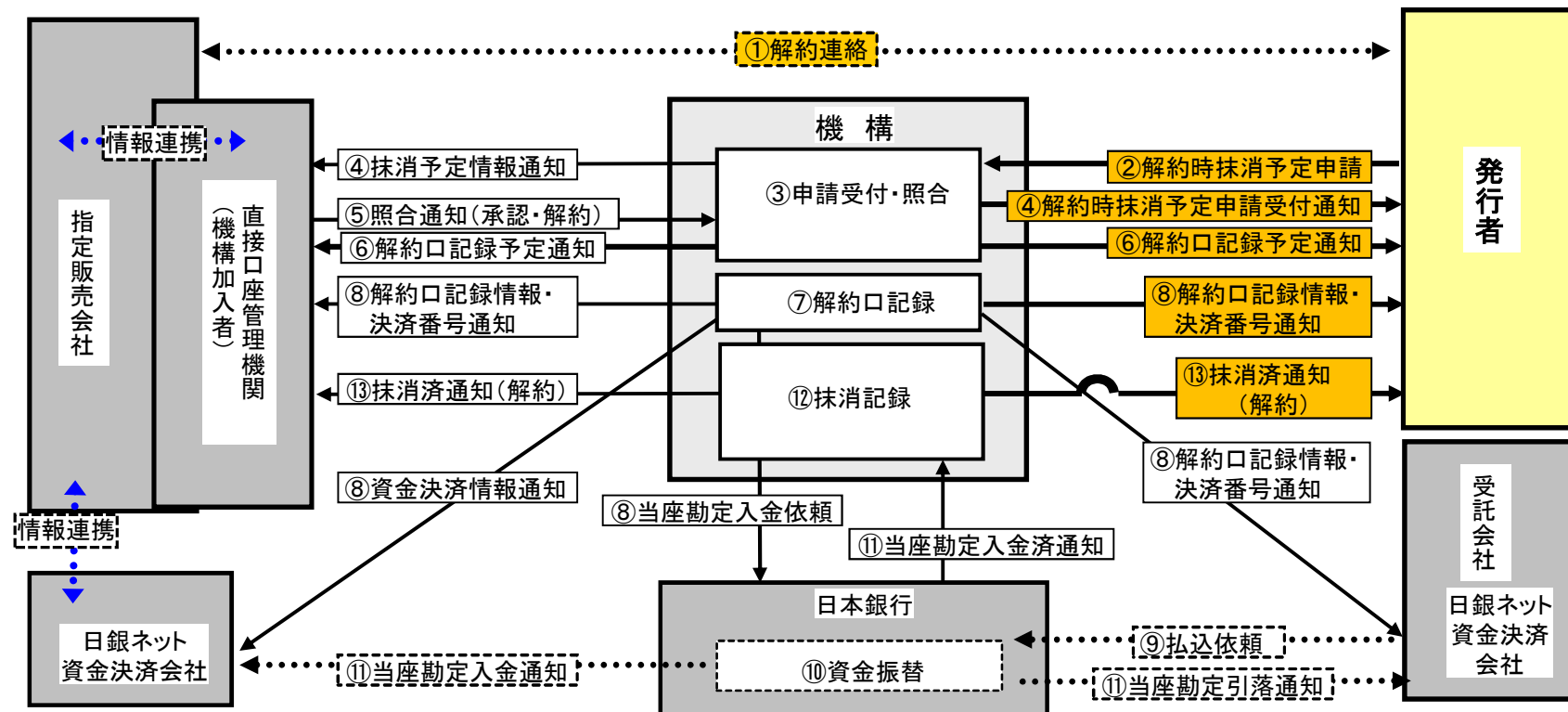
(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

7 抹消（解約） / DVP

発行者は、指定販売会社からの解約連絡に基づき、機構に対して「解約時抹消予定申請」を通知します。機構は申請を受付けた旨を「解約時抹消予定申請受付通知」として発行者に対して通知し、発行者はその内容を確認します。

機構は、直接口座管理機関からの「照合通知（承認・解約）」を受けた後「解約口記録予定通知」を発行者に対して通知し、決済日当日には解約口への記録後に「解約口記録情報・決済番号通知」を発行者に対して通知します。

日銀ネットで解約代金に係る払込みが行われると、機構は抹消記録を行い、発行者に対して「抹消済通知」を通知します。



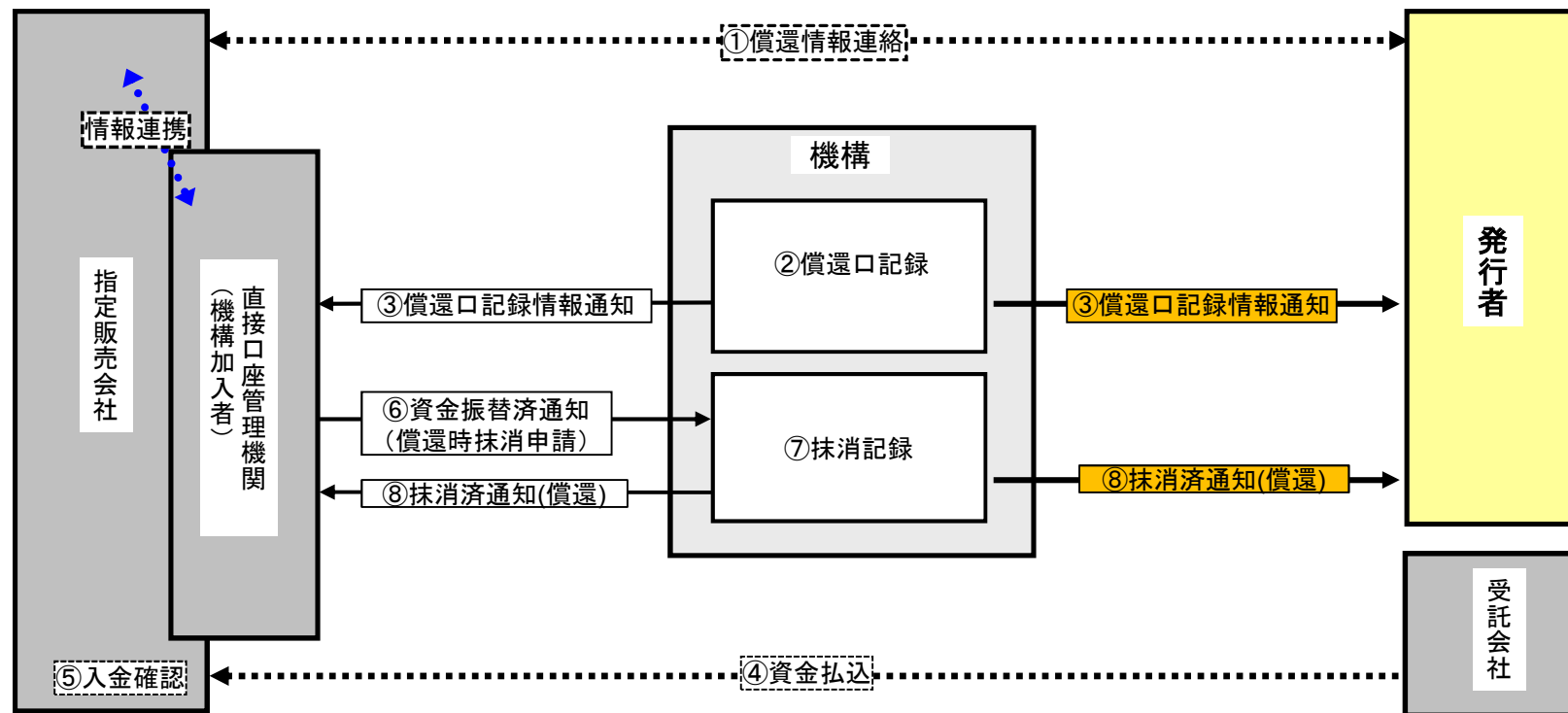
(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

8 抹消(償還)/非DVP

償還日の翌営業日に、機構から「償還口記録情報通知」が発行者に対して通知されます。

発行者からの指図に基づき受託会社から指定販売会社へ償還代金が払込まれると、直接口座管理機関は機構へ「資金振替済通知(償還時抹消申請)」を通知します。当該通知を受けた後、機構は抹消記録を行い、「抹消済通知」を発行者に対して通知します。



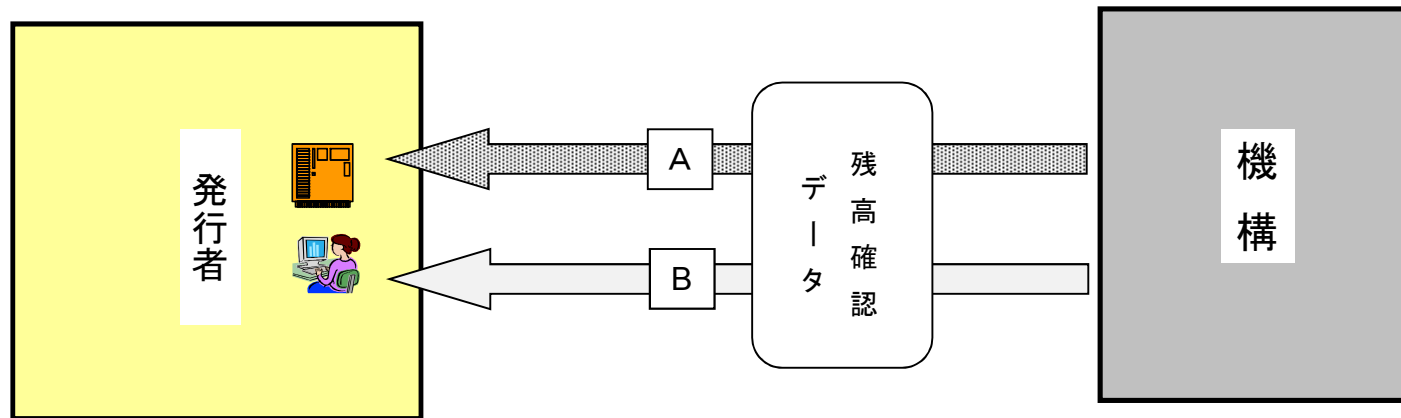
(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

9 残高確認（リコンサイル）

毎営業日、機構から発行者に対し、残高確認データ(銘柄ごとの総発行口数)が通知されます。発行者は、発行者自身が管理する銘柄ごとの総発行口数との照合を行い、相異がある場合は、直ちに機構へ連絡します。

残高確認データの提供方法及び取得可能時間



<残高確認データの取得可能時間>

提供方法		取得可能時間	
A	CPU接続	ファイル 伝送方式	18:00~20:00 翌営業日3:00~17:00
		チャンネルファイ ル伝送方式	18:00~22:00 翌営業日7:00~22:00
		JEXGW接続方 式	18:00~19:00 翌営業日3:00~19:00
B	Web接続	18:00~19:00 翌営業日8:30~17:00	

<残高確認データ項目のイメージ>

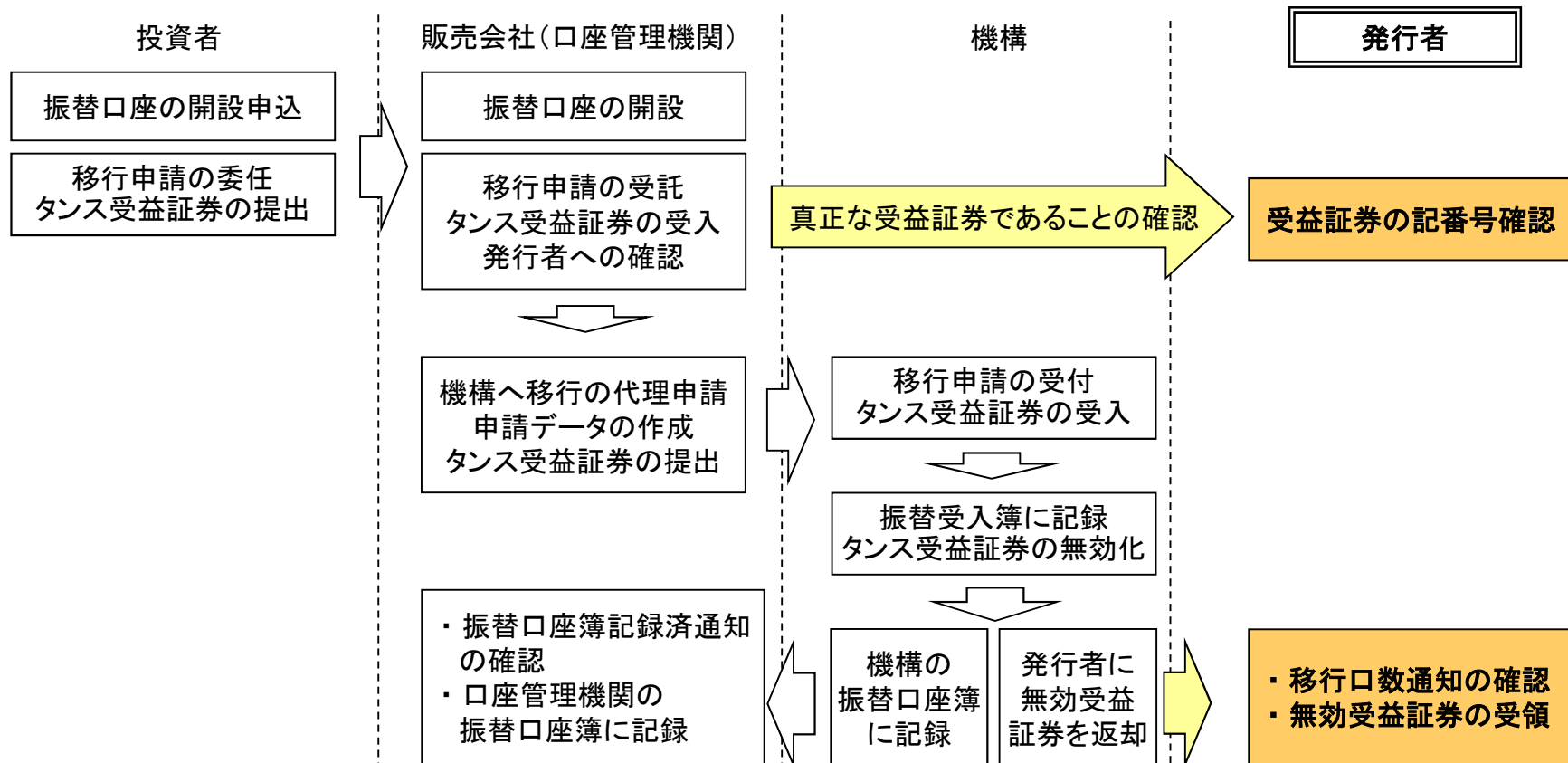
総発行口数(A)	解約申請中(B)	A-B(※)
1,100	50	1,050

(※) 通常、銘柄ごとの計理ベースの総口数と一致

機構からは銘柄ごとの合計残高を
配信します。
販売会社ごとの残高は配信しません。

10 移行

制度開始前に発行された投資信託受益証券のうち、投資家自身で保有されている券面（いわゆるタンス受益証券）は、以下の手順により、個別に振替制度へ移行します。



1.1 発行者専用WEB画面の利用

発行者は、Targetほふりサイトを通じて発行者専用WEB画面にログインすることにより、銘柄情報の提供に関する以下の機能を利用することができます。

1. 銘柄情報管理機能

① 銘柄情報の照会機能

- ・ 機構システムに登録されている銘柄の一覧及び銘柄情報を確認することが可能です。

② 限定開示銘柄の閲覧用ID・パスワードの発行・変更機能

- ・ 限定開示銘柄の銘柄情報登録を行うと、自動的に閲覧用ID・パスワードが発行され、事前に登録されたメールアドレス宛にパスワードが発行された旨をお知らせしますので、発行者専用WEB画面で御確認ください。
- ・ 発行者から、指定販売会社を経由して、閲覧用ID・パスワードを通知された受益者のみが、限定開示銘柄の銘柄情報を閲覧することが可能です。
- ・ 閲覧用ID・パスワードを一括してリスト表示することが可能です。
- ・ 閲覧用パスワードは適宜変更が可能です。

2. 銘柄情報事前確認機能

発行者が作成した銘柄情報登録用CSVファイルについて、機構ホームページの銘柄公示情報画面上のレイアウトを事前に確認・修正することが可能です。

1 2 機構からの各種通知の取得

発行者は、Targetほふりサイトの「ほふりからの連絡」等に掲載される機構からの各種通知等を取得します。

- 「ほふりからの連絡」等の掲載内容の例
各種通知、各種留意事項、投信小委員会の概要、販売会社移管等に係る連絡先一覧等

Ⅲ 制度への参加について

1 制度参加に関する検討事項及び準備

■ 制度参加に関する検討事項

- 機構とのシステム接続の方法の検討
 - ・ 発行者として制度参加するためには、Web接続の利用は必須となります。自社で接続するか代行会社を利用するかについて御検討ください。
 - ・ CPU接続の利用は任意となります。業務内容に応じて御検討ください。
 - ・ 自社で接続する場合には、接続テスト等が必要となります。
- * 詳細については、機構ホームページを御参照ください。
(<http://www.jasdec.com/system/fund/participation/flow/index.html>)
- 自己設定を行う場合の記録先口座についての検討
 - ・ 機構加入者としての制度参加、又は他の口座管理機関に口座を開設する等が考えられます。
- 直販を行う（発行者自らが顧客に対して投資信託を販売する）場合の顧客分残高の記録先口座についての検討
 - ・ 口座管理機関として制度参加、又は他の口座管理機関に委託する等が考えられます。

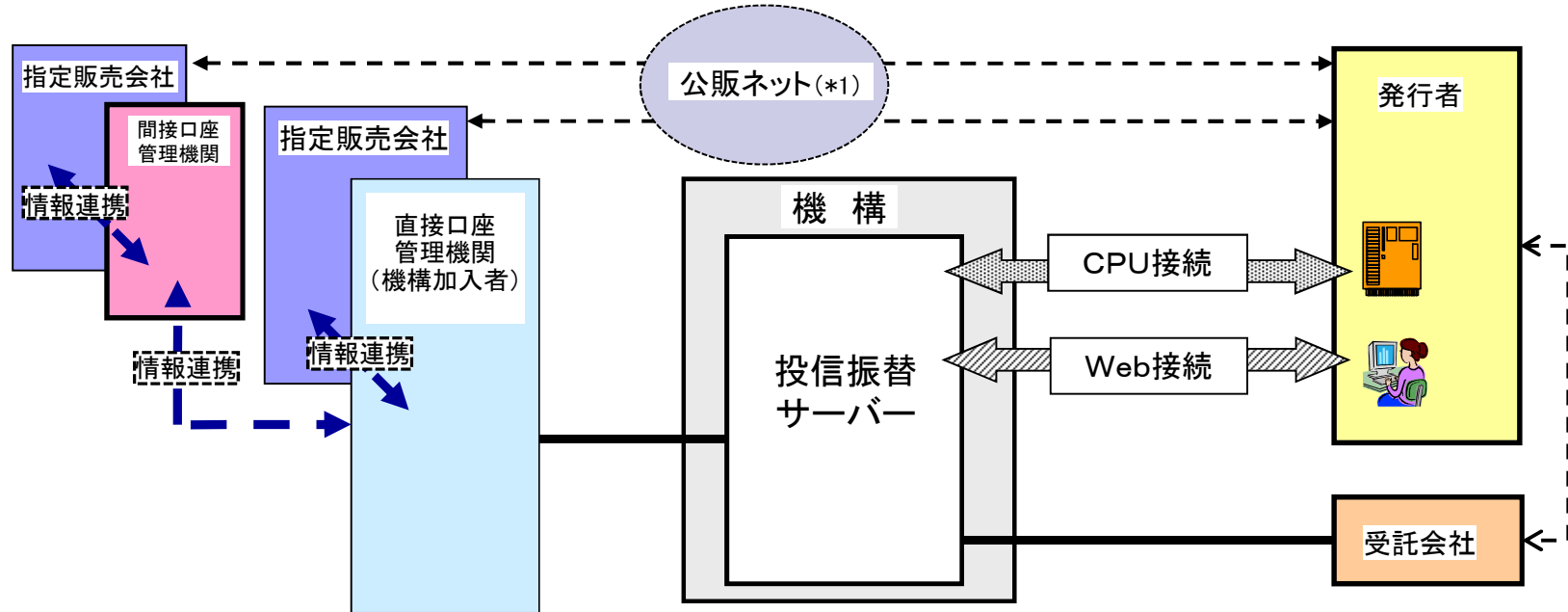
■ 制度参加に関する準備

上記検討事項が確定しましたら、機構の定める書類等を提出期限まで（接続テスト等を必要とする場合には、募集受付期間中）に御提出ください。

具体的な手続については、機構ホームページを御参照ください。

(<http://www.jasdec.com/system/fund/participation/index.html>)

2 機構とのシステム接続イメージ



接続方式(*2)	特徴	準備(*3)
CPU接続	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量、高速処理のため、日々の設定解約のボリュームがある場合に有用 ・銘柄情報登録(変更)の機能はない 	接続方式(オンラインリアルタイム方式、チャンネルファイル伝送方式、ファイル伝送方式、JEXGW接続方式)により、利用条件が異なる。
Web接続(必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての振替業務機能が利用可能 ・CPU接続データのモニタの役割 ・CPU接続障害時の代替、補完手段 	<ul style="list-style-type: none"> ・Web端末 ・接続回線(バックアップセンタとの回線はISDN回線) ・通信機器等(ルータ、TA等)

- (* 1) 公販ネットは、投信振替システム外のシステムで、指定販売会社との設定解約連絡等を行います。
- (* 2) 接続方式については、Web接続は必須、CPU接続は任意となります。業務機能に応じて使い分けていただくことになります。また、CPU接続は計算会社を、Web接続は代行会社を利用して接続することもできます。
- (* 3) 自社で接続する場合の準備となります。詳細については、機構へお問い合わせください。

3 主要手数料

発行者に係る主要手数料は以下のとおりです。なお、手数料全般における具体的な内容・料率につきましては、機構ホームページにて公表しておりますので、御参照ください。
(<http://www.jasdec.com/system/fund/>)

【イニシャルコスト（制度参加時に必要なもの）】

- システム接続準備手数料

【ランニングコスト（制度利用に関して継続的に必要なもの）】

- システム接続料（統合Web接続またはCPU接続）
- 新規記録手数料（総発行残高管理手数料）（*）
- ISINコード付番手数料（証券コード協議会への支払分）
- ISINコード管理手数料（証券コード協議会への支払分）
- 銘柄情報公示手数料（公示銘柄と限定開示銘柄とで手数料が異なります）
- 設定・解約連絡手数料

(*）新規記録手数料（総発行残高管理手数料）の計算方法等につきましては、機構ホームページにて公表しておりますので、御参照ください。

(<http://www.jasdec.com/system/fund/rule/fee/index.html>)

4 主な関連資料及び掲載場所等

- **社債等に関する業務規程及び同施行規則**
⇒機構ホームページに掲載
(<http://www.jasdec.com/material/list/fee/index.html>)
 - **投信振替システム システム処理概要**
⇒Targetほふりサイトからリンクするほふりシステム情報サイトに掲載
 - **投信振替システム接続仕様書**
⇒Targetほふりサイトからリンクするほふりシステム情報サイトに掲載
 - **投信振替システム 統合Web端末操作マニュアル（発行者編）**
⇒Targetほふりサイトからリンクするほふりシステム情報サイトに掲載
 - **移行事務取扱要領**
⇒機構ホームページに掲載
(<http://www.jasdec.com/system/fund/beneficiary/index.html>)
- * 機構ホームページには、その他の資料等についても掲載していますので、必要に応じて御参照ください。

お問合せ先

株式会社 証券保管振替機構
社債投信業務部 投信担当

電話 03-3661-5674

Email e-fund@jasdec.com